

議案第26号

目黒区応急福祉資金貸付条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

令和元年6月17日

提出者 目黒区長 青 木 英 二

目黒区応急福祉資金貸付条例の一部を改正する条例

目黒区応急福祉資金貸付条例（昭和51年3月目黒区条例第13号）の一部  
を次のように改正する。

第11条第1項中「、又は」を「又は」に、「10.95パーセント」を「  
5パーセント」に改める。

付 則

- 1 この条例は、令和元年7月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の目黒区応急福祉資金貸付条例第11条第1項の規  
定は、同項の違約金のうちこの条例の施行の日以後の期間に対応するもの  
について適用し、同項の違約金のうち同日前の期間に対応するものにつ  
いては、なお従前の例による。

（説明） 応急福祉資金貸付金の違約金に係る利率を引き下げるとともに、規  
定の整備を行うため、条例改正の必要を認め、この案を提出します。

資 料

目黒区応急福祉資金貸付条例の一部を改正する条例案新旧対照表

( \_\_\_\_\_ は、改正点)

| 改 正 案  | 現 行 条 例   |
|--|---|
| <p>(違約金)</p> <p>第11条 区長は、借受人が貸付期間内に貸付金を償還しないとき又は前条の規定により一時償還すべき金額をその償還期限までに償還しないときは、貸付期間満了の日又は償還期限の翌日から償還の日までの日数に応じ、償還すべき金額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に年5パーセントの割合を乗じて得た額を違約金として徴収する。</p> <p>2 (現行に同じ。)</p> | <p>(違約金)</p> <p>第11条 区長は、借受人が貸付期間内に貸付金を償還しないとき、又は前条の規定により一時償還すべき金額をその償還期限までに償還しないときは、貸付期間満了の日又は償還期限の翌日から償還の日までの日数に応じ、償還すべき金額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に年10.95パーセントの割合を乗じて得た額を違約金として徴収する。</p> <p>2 (省略)</p> |